

第4部

復興ビジョン

第1章 復興ビジョンの概要

第2章 復興目標

第3章 復興方針

第1章 復興ビジョンの概要

第1節 復興ビジョンの目的

復興ビジョンは、人口減少が進むなか、発災後の混乱する状況下においても迅速かつ着実な被災地域の再建・復興を実現するため、本市を取り巻く状況を踏まえ、発災後の復興まちづくりの目標や方針等について示したものです。

復興まちづくりの方針は、「復興に関連する応急対応」「計画的復興への条件整備」「すまいとくらしの再建」「安全な地域づくり」「産業・経済の復興」の5つの分野に体系立て、原状回復に留まらない「より良い復興」を目指します。

また、きめ細かな復興を実現するため、「西部地域」「東部地域」「南部地域」における地域別の復興方針を定めます。

第2節 復興ビジョンの構成

復興ビジョンでは以下の内容について示します。

1 復興目標 (第2章) 本市の復興において共通認識となる「 復興目標 」を示します。	2 復興方針① (第3章 第1節) 復興目標の実現に向けた「 分野別の復興方針 」を示します。	3 復興方針② (第3章 第2節) 復興目標の実現に向けた「 地域別の復興方針 」を示します。
---	---	---

第2章 復興目標

復興目標は、復興まちづくりにおいて、関係者が将来ビジョンを共有するための根本的な考え方であり、災害発生後に作成する復興計画に掲げる必要があります。

事前復興計画では、「第3次海南市総合計画」の基本目標を掲げていますが、復興計画作成時には、被災状況を鑑み、市民や関係者等の意見を反映し、決定します。

目標1 快適な暮らしを支える

復興に向けて被災者が一日も早く被災前の生活を取り戻すことができるよう、暮らしを支える社会基盤の復旧、充実を目指します。

甚大な被害を受けた沿岸部を中心に、防災・減災対策を講じたうえで、生活基盤や産業基盤、自然環境の再生を進めます。

また、快適に暮らせる住環境の整備に向けては、被災前からの課題である、空き家対策やインフラの更新を推進することで、誰もが快適に暮らすことができるまちづくりを進めます。

目標2 まちの元気をつくりだす

被災による人口流出が懸念されるなか、被災企業を含む各産業の早期の復旧を図るとともに、新しい価値創造にチャレンジすることで、産業振興、移住・定住施策の推進を図り、元気がみなぎるまちを実現します。

甚大な被害を受けた臨海企業をはじめ、地場産業や商工業、農林水産漁業の早期の復興を推進するとともに、新たな価値を創造する都市基盤の整備等による企業誘致の推進、自然環境や歴史文化資源等の復興による観光資源の充実など、まちの魅力づくり・賑わいづくりを進めます。

目標3 心豊かな人を育む

復興にあたっては、被災者も含め、全ての市民が生涯にわたって自己実現を図り、市民一人ひとりが互いに認め合い、支え合い、ふるさとに誇りと愛着を持って暮らせるまちの実現に努めます。そのためにも、応急仮設住宅から復興住宅や再建した住宅地へ移行した後のコミュニティの構築を図り、地域の支え合いの強化を図ります。

また、学校教育のほか、生涯学習や文化芸術、スポーツ活動の推進が実現するまちづくりを進めます。

目標4 安心な暮らしを守る

子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域でいつまでも健康で自分らしく、いきいきとした生活を安心して送ることができる地域社会の実現を目指します。

被災したことで重要性を再確認した福祉意識や地域での支え合い、助け合いの大切さを忘れることなく、復興後に引き継ぐとともに、被災による心のケアや孤立対策等に努め、日常的に健康づくりに取り組むことができる環境づくりを推進します。

目標5 まちの安全を確保する

国・県による津波の襲来に対するL1堤防の整備に加え、激甚化する自然災害に対する防災・減災対策を進め、被害を最小限にする取組を進めるとともに、被災したことで高まった防災意識を将来にわたり持続するための活動の推進や消防・救急体制の充実に努めます。

また、犯罪を地域で防止する取組のほか、交通安全意識の向上を図るなど、市民が安心・安全に暮らせる環境の整備を進めます。

目標6 持続可能な行財政運営

津波被害等により人口流出が進み、人口減少や少子高齢社会の進行、厳しい財政運営が余儀なくされるなか、復興のためのまちの再建にあたっては、ICTの活用など、新たな技術を惜しみなく導入し、復旧と併せて被災前からの地域課題も解決する復興を実現することで、市の魅力を向上させるとともに、持続可能な行財政運営を目指します。

事前復興計画 復興目標

【第3次海南市総合計画の理想のまちの姿】

元気 ふれあい 安心のまち 海南

復興計画 復興目標

【目指すべきまちの将来像】

被災状況を鑑み、市民や関係者等の意見を反映し、決定します

(参考 東日本大震災沿岸被災自治体の復興計画における基本方針)

市町名	基本方針	安心・安全なまちづくり	住宅の再建	産業の再建と振興	市町名	基本方針	安心・安全なまちづくり	住宅の再建	産業の再建と振興
気仙沼市	◆復興の目標				塩竈市	◆基本的な方針			
	①津波死ゼロのまちづくり	○				①住まいと暮らしの再建		○	
	②早期の産業復活と雇用の確保			○		②安全な地域づくり	○		
	③職任復活と生活復興		○			③産業・経済の復興			○
	④持続発展可能な産業の再構築			○		④浦戸地区の復興		○	○
	⑤スローでスマートなまちと暮らし		○						
⑥地域に笑顔溢れるまちづくり									
南三陸町	◆復興目標				七ヶ浜町	◆重点項目			
	①安心して暮らし続けられるまちづくり	○	○			①自然と共存するねばり強いハザード	○		
	②自然と共生するまちづくり					②町の文化を継承する美しい景観や街並み			
③なりわいと賑わいのまちづくり			○	③未来につながる子どもたちの豊かな環境					
				④地域コミュニティの再生と展開			○		
女川町	◆復興方針				⑤本町の特性を生かした産業の活性化			○	
	①安心・安全な港づくり<防災>	○			多賀城市	◆復興構想			
	②港町産業の再生と発展<産業>			○		①安心して住み続けられる居住地の確保	○	○	
	③住みよい港づくり<住環境>		○			②産業の再興と新たな雇用の創出			○
	④心身ともに健康なまちづくり<保健・医療・福祉>					③多重防衛避難対策による安全・安心の確保	○		
⑤心豊かな人づくり<人材育成>				④震災経験の伝承と世界への発信					
石巻市	◆基本理念				仙台市	◆復興の方向性			
	①災害に強いまちづくり	○	○			①減災を基本とする防災の再構築	○	○	
	②産業・経済の再生			○		②エネルギー課題等への対応			
③絆と協働の共鳴社会づくり				③自助・自立と協働・支え合いによる復興					
東松島市	◆基本方針				④東北復興の力となる経済・都市活力の創造			○	
	①防災・減災による災害に強いまちづくり	○			名取市	◆復興の目標			
	②支え合って安心して暮らせるまちづくり		○			①互いに支え合い、強い絆で結ばれた暮らし		○	
	③生業の再生と多様な仕事を創るまちづくり			○		②地域資源と仙台空港を生かして集積・連携する産業			○
④持続可能な地域経済・社会を創るまちづくり			○	③多様な世代が未来を感じて、安心して暮らせるまち		○	○		
松島町	◆復興政策の目標				岩沼市	◆基本理念			
	①安全・安心の復旧・復興と創造的なまちづくり (都市基盤の復興)	○				①チーム岩沼、オール岩沼、オールジャパン			
	②町民の命と生活を守る防災まちづくり (生活の復興)	○	○			②歴史を大切に安全・安心な地域づくり	○	○	
③宮城・東北を牽引する観光・産業のまちづくり (観光・産業の復興)			○	③岩沼の個性、特性を活かした産業の再構築				○	
利府町	◆政策目標				④時代を先取りした先進的な復興モデル				
	①生活基盤の再建と都市構造の再構築		○		亶理町	◆基本方針			
	②産業・経済活動の再構築と発展			○		①「安全」と「安心」を確保するまちづくり	○		
③安全・安心なまちづくりの再構築	○			②「暮らしやすさ」と「亶理らしさ」があふれるまちづくり			○		
山元町					③「なりわい」と「にぎわい」のまちづくり			○	
	◆基本理念				山元町	◆基本理念			
	①災害に強く、安全・安心に暮らせるまちづくり	○				①災害に強く、安全・安心に暮らせるまちづくり	○		
②だれもが住みたくくなるようなまちづくり		○	○	②だれもが住みたくくなるようなまちづくり			○	○	
					③つながりを大切にすまちづくり				

出典：各市町震災復興計画

(出典：宮城県_復興まちづくりの検証 (宮城県土木部))

(参考 東日本大震災沿岸部被災自治体の総合計画及び復興計画におけるまちの将来像)

		総合計画（被災前）	復興計画（被災後）
		理想のまちの姿（将来像）	目指すべきまちの将来像※
岩手県	久慈市	全てのひとがふるさとに自信と誇りを持ち、いつまでも夢と希望を胸に、健やかで心豊かな生活を営むことができるまち	新たな視点による 新たなまちづくり
	宮古市	「森・川・海」とひとが共生する安らぎのまち	「森・川・海」とひとが共生する安らぎのまち
	釜石市	人と技術が輝く海と緑の交流拠点 かまいし	三陸の大地に光り輝き希望と笑顔があふれるまち釜石
	大船渡市	活力で輝く未来 国際港湾都市 大船渡	命を守り、夢を育むまちづくりと防災に協働するまち大船渡
	陸前高田市	「健康で文化の薫る海浜・交流都市」を目指して	海と緑と太陽との共生・海浜新都市の創造
宮城県	気仙沼市	世界に羽ばたく産業のまち、日本で一番住みたいまち	<ul style="list-style-type: none"> ・史上最大の犠牲者 「二度と繰り返さないこの悲劇」 ・自然に対する畏怖、畏敬の念 「自然と調和する都市構造と市民生活」 ・人々の経済的困窮 「市民の経済的安定と産業の再生」 ・産業基盤の壊滅的打撃 「生産性向上、構造改革の契機」 ・人々の優しさ、頑張り 「家族愛、他者への愛、郷土愛、愛の溢れるまちづくり」
	石巻市	わたしたちが創り出す 笑顔と自然あふれる 元気なまち	～最大の被災都市から世界の復興モデル都市石巻を目指して～絆と協働の共鳴社会づくり
	東松島市	心輝き 自然輝く 東松島	あの日を忘れず ともに未来へ 「東松島一心」
	塩竈市	海・食・人が活きるまち塩竈	長い間住みなれた土地で、安心した生活をいつまでも送れるように
	多賀城市	未来を育むまち 史都 多賀城 ～支えあい・学びあい・育ちあい～ ～あなたの笑顔が多賀城をすてきにする～	～支えあい 笑顔あふれる未来を目指してつながろう！多賀城～
	仙台市	誰もが心豊かに暮らし続けることができる都市、「ひとが輝く杜の都・仙台」	新次元の防災・環境都市
	名取市	元気創造 これからも名取	元気創造 これからも名取 (心からの笑顔を求めて、新たな未来へ)
	岩沼市	iのあるまち いわぬま ～参画と連携で育むまちづくり～	愛と希望の復興
福島県	相馬市	未来に向かって伸びゆく 福祉と文化の都市そうま ～市民の英知を結集して創る、安心と躍動のまちを目指して～	相馬市民であることに誇りを持つ相馬市の創造／力強い復興と安心して子育てができる新しい相馬市
	南相馬市	ともにつくる 活力に満ちた 安心で潤いのあるみなみそうま	心ひとつに 世界に誇る 南相馬の復興を
	いわき市	創りたい ゆたかな明日、伝えたい 誇れるいわき。	日本の復興を「いわき」から

※各自治体の復興において目指すべき将来像や復興スローガンを抽出

第3章 復興方針

第1節 分野別の復興方針

復興まちづくりを計画的に進めていくため、「復興に関連する応急対応」「計画的復興への条件整備」「すまいとくらしの再建」「安全な地域づくり」「産業・経済復興」の5つの課題から、復興目標の実現に向けた個別目標と方針を定めます。

また、平成27年（2015年）に国連において採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」においては、「誰一人取り残さない」を基本理念として17の目標が掲げられています。これらの目標は、地方自治体のまちづくりにおいても踏まえるべきテーマであり、本市として「より良い復興」を実現し、持続可能なまちを目指して取り組む必要があることから、分野別の復興方針にSDGsの17の目標を紐づけ、復興まちづくりを推進します。

復興まちづくりを計画的に進めるための分野

(1) 復興に関連する応急対応
(2) 計画的復興への条件整備
(3) すまいとくらしの再建
(4) 安全な地域づくり
(5) 産業・経済の復興

「持続可能な開発目標（SDGs）」における17の目標



※本計画では、各実施項目等に、関連する主なSDGsの目標を掲載しています。

(1) 復興に関連する応急対応

■個別目標

早急な応急対策の実施による迅速な復興の実現

迅速に復興施策を展開していくため、市全体の被災状況の把握や被災者の生活再建支援のための各種調査、基盤整備に向けた被災家屋の解体、災害廃棄物等の応急対策を適切に実施します。

■目標実現に向けた方針

方針1 被災状況等の把握



建築物被害や都市基盤施設被害、人的被害等の状況を把握し、被災建築物による二次災害防止や、被災証明書交付のための住家の被害認定調査、被災者の生活再建支援の前提となる各種の基礎調査を速やかに実施します。

方針2 災害廃棄物等の処理



災害時の生活ごみや仮設トイレ等のし尿処理を県や他市町村、民間企業等と連携し、適切に処理するほか、被災時に大量に発生する災害廃棄物や津波堆積物等処理にあたっては、円滑・迅速に行うとともに、可能な限り減量化を図るなど、環境への負荷を最小限に留めます。

➤地域防災計画 本編（応-5、6、10、18、23、32、35、36、37、復-1、2、3、4、5）

(2) 計画的復興への条件整備

■ 個別目標

市民と協働による復興まちづくり体制の構築

すべての復興事業の根幹となる復興計画を迅速に作成するため、早期に「復興本部」を設置し、市民や関係者等の意見を十分に反映させるとともに、復興財源の確保に努めます。また、被災者への正確できめ細かな広報や相談窓口の設置により、生活上の不安や問題の解決に努めます。

■ 目標実現に向けた方針

方針1 復興体制の整備



各種対策が多岐にわたる復興計画の作成や各種復興事業を総合的かつ迅速に推進するため、庁内の復興対策の意思決定機関となる「復興本部」を早期に設置します。また、復興体制の整備にあたっては、国、県との役割分担や、周辺市町村、住民、事業所との連携も図ります。

方針2 復興計画の作成



復興計画は、県の復興方針等と調整を図ったうえ、復興計画の基本理念、復興の目標、復興の方向性等を復興方針として明確にするとともに、市民や関係者等の意見を十分に反映し、速やかに作成します。

方針3 広報・相談対応の実施



被災後は、被災者だけではなく、地域全体に向けた情報の周知が必要となります。多様なツールを用いて有効な情報を発信するとともに、情報の錯綜を防ぐため広報体制の一元化を徹底します。また、市民の生活上の不安や問題を解消すべく、相談窓口を設置します。

方針4 金融・財政面の措置



被災地域の総合的な復旧・復興事業を長期的、安定的な実施を可能とするため、復興財源を確保するとともに、復興基金も設立します。

➤ 地域防災計画 本編 (復-8)

(3) すまいとくらしの再建

■個別目標

地域コミュニティの持続に配慮した住環境・くらしの整備

被災後に、再び安定した生活をいち早く取り戻せるよう、住環境の整備とともに、経済的な支援を行います。また、日常生活を行ううえで欠かすことのできない医療や福祉・教育を始めとしたくらしの根幹となる機能を確保します。

■目標実現に向けた方針

方針1 緊急の住宅確保



災害により住宅に被害を受けた被災者に対し、自宅の応急修理への支援や公営住宅等の一時使用のほか、応急仮設住宅の建設により住環境を確保します。

方針2 恒久住宅の供給・再建



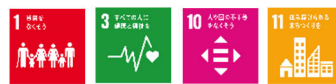
住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた被災者に対し、被災者生活再建支援金を支給するほか、生活福祉資金等の貸付により住宅再建を支援します。また、自力で住宅を再建できない被災者に災害公営住宅の提供等を行います。

方針3 雇用の維持・確保



被災後も事業を継続的に実施できるよう、地域の事業者に対し、雇用維持に関するさまざまな支援を実施します。また、就労の場を失った被災者に対する支援を行います。

方針4 被災者への経済的支援



住宅の被災や身体的な被害により、経済的に大きな影響を受けた被災者に対し、災害弔慰金や災害障害見舞金、被災者生活再建支援金等の支給や、災害援護資金や生活福祉資金の貸付、税の減免等の経済的な支援を行います。

方針5 公的サービス等の回復



医療・福祉施設のほか、学校施設の早期の再開に努めるとともに、ボランティアが円滑に被災者を支援できる体制を構築します。

➤地域防災計画 本編（復-10）

(4) 安全な地域づくり

■ 個別目標

災害に強い安心・安全な市街地の早期形成

被災者の生活確保や産業、経済の復興を進めるため、被災した公共施設や公共土木施設等の早期復旧を図るとともに、再度被災する可能性が高い場所などに対しては、災害に強い都市づくりの視点に基づき、安全な市街地・公共施設を整備します。また、文化財の早期復旧、災害の記憶や教訓の継承に努めます。

■ 目標実現に向けた方針

方針1 公共土木施設等の災害復旧



被災した公共施設や公共土木施設等の早期復旧を図るとともに、各種防災情報の提供体制の充実・強化を図ります。

方針2 安全な市街地・公共施設整備



被災地での原形復旧では再度被災する可能性が高い場合や被災場所での再建が不可能な場合、災害に強い都市づくりの視点に基づき、安全な市街地・公共施設を整備します。

方針3 都市基盤施設の復興



都市基盤整備の被害や機能停止は、被災者の生活確保や産業、経済の復興にさまざまな影響を来すことになるため、早期の復旧・復興を行うとともに、都市全体の基盤の強化を図ります。

方針4 文化の継承



被災した文化財については、二次災害の発生や対策の遅れによる損傷や劣化の拡大を防ぐため、速やかな復旧を図ります。また、災害の記憶や教訓を風化させず後世に伝承するため、記録や施設整備等を図ります。

➤ 地域防災計画 本編（復-12）

(5) 産業・経済の復興

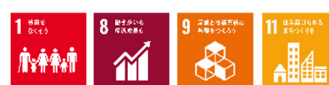
■個別目標

産業活動の早期再開と持続可能な発展

農林水産業・商工業・観光業などあらゆる産業の再開に向け、既存施設の復旧や仮設事業所の設置等の支援を行うほか、各種融資制度の活用や経営相談の実施、新たな産業の誘致、観光振興の推進、農林水産業の販売促進等を行います。

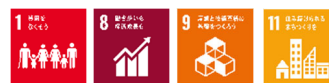
■目標実現に向けた方針

方針1 情報収集・提供・相談



地域の産業や経済の復興を目指し、被害状況等の情報収集により、必要な資金需要を把握し、各種融資制度の活用や経営相談の実施等、被災事業者の再建支援に向けた制度に係る情報を提供し、事業再開の支援をします。

方針2 中小企業等の再建



被災した中小企業は、できるだけ早期に工場等施設の再建を図り、生産・営業活動を再開することが重要であるため、被災した施設の早期復旧や再建に向けた必要な支援策の情報提供に努めます。また、地元企業の魅力発信や新たな産業の誘致、観光振興の推進を図ります。

方針3 農林漁業の再建



被災した農道や林道、漁港等の整備を進め、早期の回復を図ります。また、新たな拠点等における「みかん」や「びわ」を始めとした農産物や「しらす」「ハモ」等の魚介類など農水産物の販売促進などの支援をします。

➤地域防災計画 本編（復-13）

第2節 地域別の復興方針

(1) 西部地域

【すまいとくらしの再建】

- ・応急仮設住宅や災害公営住宅は、県と連携し、商業立地や交通アクセス等の利便性や安全性、地域コミュニティの維持に配慮し、津波浸水想定区域外等の安全な地域に整備します。
- ・被災したくらしの基盤となる医療・福祉施設の早期復旧を目指すとともに、県や近隣市町と連携し、広域的な医療福祉体制を構築し、更なる医療と福祉の充実を図ります。
- ・学校等の教育機能の早期復旧を目指すとともに、被災者や家族等を失った児童や生徒等の心のケアに取り組みます。
- ・地域関係者やボランティア等の外部支援者、地元企業や団体、専門職団体等が連携し、被災者支援に取り組みます。

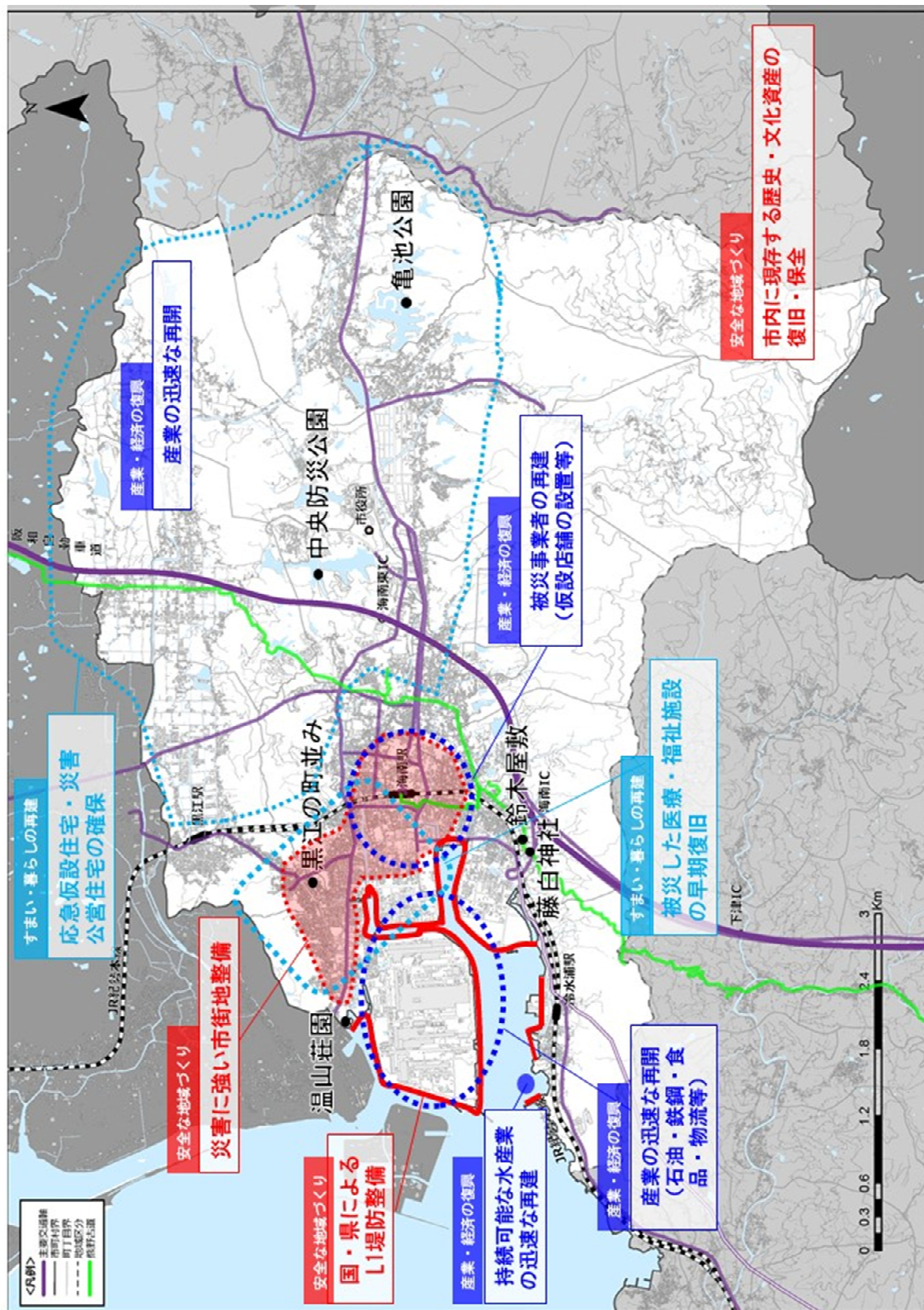
【安全な地域づくり】

- ・将来にわたって地域住民の命と生活を守ることができるよう、国・県がL1 堤防を整備するとともに、国が提示する復興交付金事業等を活用し、災害に強い市街地整備を進め、安全性の確保とより一層の賑わいの創出に取り組みます。
- ・再建にあたり、道路等の都市基盤の見直し等について、国・県等と連携するとともに、地域課題の解決に向けた利便性と安全性を兼ね備えた交通ネットワークの構築に取り組みます。
- ・市内に現存する歴史・文化資産の復旧・保全については、専門家と連携し、被災状況や地域住民等との協議のうえ、取り組みます。

【産業・経済の復興】

- ・市の経済の根幹である沿岸部の石油・鉄鋼・食品・物流産業等のほか、中小の被災事業者が早期に事業を再開できるよう支援します。
- ・漁業従事者の再建に向け、迅速に取り組みます。
- ・商店街や事業所等の被災事業者の再建に向け、仮設店舗等の設置の検討など、中心市街地が迅速に復旧できるよう支援します。
- ・観光資源となる文化財や関連施設等は、復興後の市の賑わいを創出することから、都市基盤や市民生活の回復と連携し、速やかに復旧に取り組みます。

【参考】復興検討ワーキングで検討した被災後のまちづくりのイメージの一例（南海トラフ地震を想定）



(2) 東部地域

【すまいとくらしの再建】

- ・西部地域や南部地域ですまいを確保できない被災者に向け、県と連携し、応急仮設住宅や災害公営住宅を整備します。
- ・県や近隣市町と連携し、広域的な医療福祉体制を構築し、更なる医療と福祉の充実を図ります。
- ・東部地域の被災者だけでなく、西部地域や南部地域、他市町村から移住した被災者や家族等を失った児童や生徒等の心のケアに取り組みます。
- ・地域関係者やボランティア、専門職団体等の外部支援者、地元企業等と連携し、被災者支援に取り組みます。

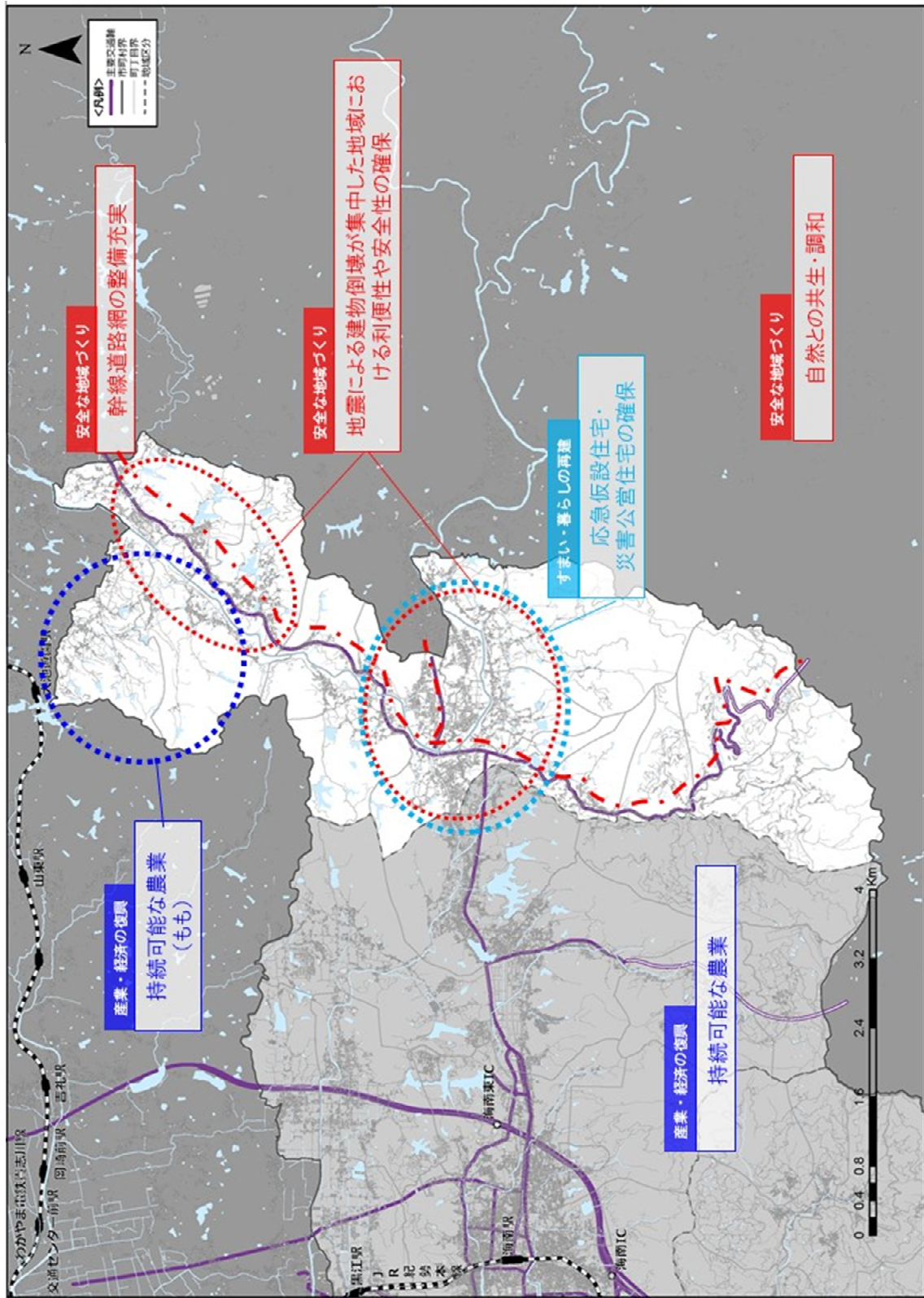
【安全な地域づくり】

- ・本市の中心市街地の都市機能を補完できるよう、幹線道路網の整備充実に取り組みます。
- ・再建にあたっては、国・県等と連携するとともに、地域課題の解決に向けた利便性と安全性を確保するとともに、豊かな自然環境を維持し、自然との共生・調和を図ります。
- ・中心市街地の被災状況に応じ、都市機能を補完できるよう取り組みます。
- ・市内に現存する歴史・文化資産の復旧・保全については、専門家と連携し、被災状況や地域住民等との協議のうえ、取り組みます。

【産業・経済の復興】

- ・地震により被災した農地や農道等の迅速な復旧に取り組みます。
- ・被災によりダメージを受けた農業の再建に向け、販売促進や新たな販路拡大など、農業従事者の再建に向けた取組を支援します。
- ・本市を支える地場産業等の中小の被災事業者が早期に事業を再建できるよう支援するとともに、新たな産業や企業の誘致を図ります。

【参考】復興検討ワーキングで検討した被災後のまちづくりのイメージの一例（南海トラフ地震を想定）



(3) 南部地域

【すまいとくらしの再建】

- ・応急仮設住宅や災害公営住宅は、県と連携し、本市と有田市を結ぶ国道 42 号有田海南道路等の交通アクセスの利便性や安全性、地域コミュニティの維持に配慮し、津波浸水想定区域外等の安全な地域に整備します。
- ・被災したくらしの基盤となる医療・福祉施設の早期復旧を目指すとともに、県や近隣市町と連携し、広域的な医療福祉体制を構築し、更なる医療と福祉の充実を図ります。
- ・学校等の教育機能の早期復旧を目指すとともに、被災者や家族等を失った児童や生徒等の心のケアに取り組みます。
- ・地域関係者やボランティア等の外部支援者、地元企業や団体、専門職団体等が連携し、被災者支援に取り組みます。

【安全な地域づくり】

- ・将来にわたって地域住民の命と生活を守ることができるよう、国・県が L1 堤防を整備するとともに、国が提示する復興交付金事業を活用し、災害に強い市街地整備を進め、安全性の確保と新たな産業の創出に取り組みます。
- ・沿岸部の L1 堤防の整備後も危険性の高い地域は、被災状況や住民の意向等を鑑み、土地の高上げによる現地再建や移転等を検討します。
- ・津波から安全な場所に位置し、南部地域の交通ネットワークの中心となる国道 42 号有田海南道路の整備を促進するとともに、津波で被災した国道 42 号や県道については、災害に強い交通機能確保と利便性の向上を図るよう、国や県に要望します。
- ・市内に現存する歴史・文化資産の復旧・保全については、専門家と連携し、被災状況や地域住民等との協議のうえ、取り組みます。

【産業・経済の復興】

- ・市の経済の根幹である沿岸部の石油産業や製造業等のほか、中小の被災事業者が早期に事業を再開できるよう支援するとともに、新たな産業や企業の誘致を図ります。
- ・地震により被災した農地や農道等の迅速な復旧に取り組みます。
- ・「みかん」や「びわ」などの農産物、「しらす」等の水産物の販売促進や新たな販路拡大など、持続可能な農水産業を目指し支援します。
- ・漁業従事者の再建に向け、漁港等の迅速な復旧に取り組みます。
- ・商店街や事業所等の被災事業者の再建に向け、仮設店舗等の設置の検討など、迅速に復旧できるよう支援します。
- ・熊野古道等や文化財等の歴史的資源や、農水産業等の地域資源は、復興後の市の賑わいを創出することから、速やかに復旧に取り組みます。

【参考】復興検討ワーキングで検討した被災後のまちづくりのイメージの一例（南海トラフ地震を想定）

